

市内公共施設(貸出諸室)比較表

資料②

施設名称	◆利用を不承認とする場合			◆利用時間区分	◆利用できる団体等の要件		◆利用申し込み(予約)方法	◆利用限度
	営利目的	政治活動	宗教活動	利用時間	登録の条件	登録の区分	予約方法(優先予約の方法含む)	
(仮称)新福祉会館	「営利を目的とする利用の場合」不承認	規定なし	規定なし	午前9時～午後10時 1時間単位	【市内団体】 ・団体の人数が5人以上で、その半数以上が小金井市在住、在勤、在学であること ・18歳以上の責任者がいること 【市外団体】 ・団体の人数が5人以上の市内団体以外 ・18歳以上の責任者がいること	A福祉関係団体：障がい者団体(組織する者の半数以上が障がい者(障害者基本法第2条第1号に定める障害者)である団体)、ボランティア団体(社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体) B生涯学習・地域活動団体：生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体 Cその他の団体：A・B以外の団体、市外団体	①1次抽選対象団体：利用日の概ね4か月前から抽選予約申込可能(予定) 福祉関係団体 ②2次抽選対象団体：利用日の概ね3か月前から抽選予約申込可能(予定) 1次抽選で落選した福祉関係団体及び生涯学習・地域活動団体 ③随時予約対象団体：抽選予約確定後の概ね2か月前から予約可能(予定) すべての登録団体	月4回以内 (16時間以内)
旧福祉会館	「営利を目的とするものであるとき」不承認	規定なし	規定なし	午前9時～午後10時 承認を受けた時間	【定期使用団体】 ・構成員のおおむね半数が市内在住、在勤、在学であること ・活動の本拠を市内に有すること ・構成員が5人以上であること ・代表者を置き、規約等を有するなど、組織が確立していること 【一般市民団体等】 ・構成員のおおむね半数が市内在住、在勤、在学であること ・活動の本拠を市内に有すること	・定期使用団体 ・一般市民団体等	①定期使用団体：年度当初にあらかじめ登録 ②一般市民団体等：利用日の1か月前から前日までに予約申込可能	月3回以内 ※定期使用団体は空きがあれば月4回以降の利用についても、利用日の1か月前から前日までに予約申込可能
公民館	「もっぱら営利又は宣伝のために使用する」とき不承認	小金井市公民館使用団体登録要綱に基づき使用団体登録できない ※補足参照	小金井市公民館使用団体登録要綱に基づき使用団体登録できない ※補足参照	午前9時～午後10時 (1時間単位)	・構成員が5人以上であること ・構成員の半数以上が市内在住、在勤、在学であること ・代表者または連絡責任者が市内在住であること ・中学生の団体については市内在住、在学者であること	区分なし	①抽選予約受付：利用日の3か月前の20日から月末に抽選予約申込可能 ②調整期間：利用日の2か月前の1日～7日 ③予約日決定：利用日の2か月前の10日 ④随時予約受付：利用日の2か月前の11日～前日(先着順)	月4回以内 (16時間以内)
集会施設	【有料施設】 営利目的の利用可能 【無料施設】 「営利を目的とするものであるとき」不承認	規定なし	規定なし	午前9時～午後10時 【有料施設】 1時間単位 【無料施設】 午前9時～正午 午後1時～5時 午後6時～10時 3区分	登録不要 ※現在は登録不要であるが、今後、公共施設予約システム導入にあたって、団体登録が必要であるため、検討する。		【有料施設の予約】 マロンホール：利用日の3か月前の月の5日から3日前までに予約 前原暫定集会施設：利用日の3か月前の月の10日から3日前までに予約 上記以外の有料施設：利用日の3か月前の月の10日から3日前までに予約 【無料施設の予約】 利用日の1か月前の月の1日から前日までに予約	原則週1回 ※空きがあれば原則以上の予約可能

※(仮称)新福祉会館については管理運営計画(素案)に基づき、記載しています。

【公民館補足】
社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。
(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

一方、平成30年に文科省より「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について(依頼)」が示されており、「公民館を政党又は政治家に利用されることを一般的に禁止するものではない。」等とされています。

諸室の貸出について

資料③

項番	委員名	頁数	意見・提案	市の考え
1	諏訪間委員	25 (利用想定)	<p>■営利利用について 現状集会施設は有料で営利利用可となっている。これを考えると営利利用可とするのが妥当ではないか。たとえば料理人の方がお金をもらって料理教室を開く、アーティストが絵の描き方講座を行う、作品の販売を行うなど、自分の職業技術を多くの人に学んでほしい、仕事として文化を広める活動をした、といったような機会はある。こういった営利利用でも市民の学びや公共の利益に寄与する活動はたくさんある。その際材料費程度しか参加費をとれないとなると、かなり機会は限定されてしまうし、継続的に行うのは困難。営利の場合の利用料金に差をつければ良いことだと思う。社会教育法第23条第1項の解釈の周知については下記のように記載されている。 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/06/07/1417797_11.pdf 1 法第23条第1項第1号の趣旨について 法第23条第1項第1号では、公民館が「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。まずこの施設は公民館ではないが、公民館だとしても全体が営利目的になるのであれば、営利目的の利用者に貸出を行うことは特に問題ないものと思います。</p>	<p>(仮称)新福祉社会館は、地域共生社会を実現するための拠点として整備するものであり、「多様な市民の交流・学びがいつくり 学び」を推進する場として利用するものと考えているため、営利を目的とする場合は、利用不可としています。</p>
2	邦永委員	25 (利用想定)	<p>資料 市内公共施設(貸出諸室)比較表について 公民館中長期計画の基づき、(仮称)新福祉社会館の政治活動、宗教活動の欄には、但し公民館事業への貸し出しの場合には公民館使用に基づいて使用できない旨を表記すべき</p>	<p>政治活動に関わる利用、宗教団体の利用に関しては、一律に禁止するものではないと考えているため、本計画では記載しておりません。 ただし、いずれの場合も活動内容によって、管理上支障があるとき等は、利用を制限する場合があります。</p>
3	諏訪間委員	26 (利用団体登録)	<p>■利用できる団体の登録について 団体登録時5人以上という条件は、現在公民館の予約で課されているが、少し厳しく感じる。実際2人程度で団体として活動しはじめようという事もある。 5人となると、単に名前貸しのような実態の伴わない状態になりかねないし、事務としても無駄であると思う。 かといって1人でも良いとなると公共施設の利用として妥当ではないと感じるので、団体登録の人数は2名、もしくははせめて3名とするのが良いのではないかと。 ■市内、市外利用者について 上記もし2人が条件なのであれば、1名が市内在住在勤在学であれば市内団体として登録可能で良いと思う。</p>	<p>団体登録の条件となる人数については、市内公共施設、他自治体の施設において、5～6人を登録の条件としていることを考慮し、5人以上としています。</p>
4	坂野委員	26 (利用団体登録)	<p>【意見】[26頁] 「利用団体登録」の条件として「当福祉社会館での会合の参加者をもつぱら市民とすること」という趣旨の項目を入れることの是非につきご意見をお聞きしたいと思います。私はこのような項目にも手を挙げて賛成するものではありませんが、会合参加募集が市外中心に行われれば参加者の大半が市外の人々であるという可能性はありえますので気にはなりません。</p>	<p>現状の計画では、団体の人数が5人以上で、その半数以上が小金井市在住、在勤、在学であるか否かにより、市内団体と市外団体に区分しております。</p>
5	平野委員	26 (利用団体登録)	<p>(3)ア②「一部準用する」とは？ 旧福祉社会館の一部準用するという意味だと思いますが、変更した理由を教えてください。 なにかが困ったことがおきたのでしょうか？ 《比較表》 今度の新福祉社会館は「定期利用ができない」ということでしょうか？「定期利用ができる」のである場合、市外団体の定期利用はおかしいかもしれません。旧福祉社会館に前例があるのなら挙げていただき、この委員会でも再検討をお願いします。</p>	<p>(仮称)新福祉社会館は、多くの市民の方に利用していただきたいと考えているため、市内公共施設の予約方法を踏まえ、旧福祉社会館で行っていた、年度当初にあらかじめ登録する方法は採用しておりません。ただし、貸出諸室を利用する際に、一定の要件を備えた団体が優先的に利用予約できるよう、旧福祉社会館の運用を準用しています。</p>
6	坂野委員	27 (利用予約)	<p>【意見】[27頁] 「抽選予約」は公正公平に行われるべきものですし、障がい者団体等の優先扱いも理解できます。加えてもう一つ、「新しい市民団体」に何らかの優先のチャンスが必要なものかと思えます。今後に現れる「新しい高齢者」は若く新しい価値観を持って新しい団体を作るところから、既存の団体とは異なる保護を与えたいからです。</p>	<p>現状の計画では、登録団体の活動内容の性質によって、登録区分A～Cのいずれかに該当することになります。</p>

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
1	邦永委員	1	(1)について 施設整備の目標 主語がとても分かりにくいです。この施設は(仮)福祉会館と呼ぶことを明示すると分かりやすくなるのではないのでしょうか？	いただいたご意見を踏まえ、1文目、「施設」改め「(仮称)新福祉会館」に修正いたします。
2	邦永委員	1	【保健福祉の総合的支援の充実】のところは複合施設に入る施設名なのか？悠友クラブ連合会、活動スペースは施設の名称？、機能？	複合施設に導入する機能名です。また、併せて、文中の下2行について、以下の下線部のとおり、修正します。 「地域共生社会を実現するための拠点」とすることを目標としていきます。なお、上記の目標を実現するため、次の機能を導入します。
3	邦永委員	4	市庁舎と福祉会館の複合部分に置いて人が集う活動スペースが繋がるとあるが、具体的にどのような利用を想定していますか？	庁舎と(仮称)新福祉会館の重なる部分にマルチスペース、市民参画スペース、多目的室を配置することで、来館者の交流やにぎわいを創出します。 また、多目的室01、マルチペース、市民参画スペースは、イベント開催時等に一体的な利用も予定しています。 なお、具体的なマルチスペースの利用方法等については、今後の本委員会での議題とする予定です。
4	邦永委員	6	□の囲み部分はなに？基本計画の内容であればそれを記した方がよいのでは？	囲み部分は、(仮称)新福祉会館における機能配置の方針を示しています。わかりやすくするため、囲みの上にタイトルとして、「(機能の配置方針)」を追記します。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
5	邦永委員	7	市民参画スペースやマルチスペースには展示等の市民活動に利用できると思いますが、パネルや看板、椅子を置けるようなスペースは計画されていますか？	マルチスペース、市民参画スペースいずれも机、椅子、展示用パネルを設置し、展示等の市民活動に利用できる予定です。
6	邦永委員	8～9	市民参画スペースが一階なのに、メールボックスや印刷作業が2階というのは不便、（高齢者や障害者に配慮した形だとはおもうのだが）大量の印刷でなければ協働準備室でできるとかメールボックスやロッカーを一階にも置いてほしいです。	ロッカー・メールボックス室や印刷室は、団体の活動を推進するための諸室として、2階に配置されている多目的室に近接することが望ましいと考え、現状の配置とします。
7	邦永委員	9	カフェの中にも調理スペースがあるのでしょうか？施設内の設備については福祉作業所の皆さんの意見を聞いていますか。	カフェについては、IHコンロや電子レンジ等、火を使わない設備を想定しています。運営の検討にあたっては、市内の通所系サービス事業所に声を掛け、適時、意見交換を行っています。
8	邦永委員	13	三階の利用者には健診にきた幼児も含まれると考えます、トイレには幼児用トイレがあるのが望ましいと思いますがどうですか。	（仮称）新福祉会館の3階には、幼児用トイレを設置しています。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
9	邦永委員	14・19	屋上庭園について このデザインはどのように決まるの？ また、ここを担当するのはどこになるのでしょうか？季節ごとに楽しめるような場所になるといいと思います。	屋上庭園については、人工芝、ウッドデッキ、花壇等の設えを計画しています。所管課については、検討中です。
10	邦永委員	16	小金井市公共予約システムの利用 ここで言うことではないのですが。。。このシステムで間違っ入力すると不正と出るのは訂正できないでしょうか？非常に不愉快になる表現です。	インターネット環境の変化に伴いセキュリティ対策も適宜更新しています。 ご質問の件ですが、スパム対策の一環として利用者ページにおいて空き状況表示などにアクセスする場合はトップページ経由でないとアクセスできないようにしており、利用者の方が空き状況表示のURLを直接入力した場合は、不正アクセスが疑われる手順であることを示すエラーページを表示し、注意喚起・警告を行っているものです。 トップページから各種メニューにアクセスしていただけるよう、お願いします。
11	邦永委員	17	駐車場、駐輪場には職員の皆さんも同じ場所を利用することになりますか？もしそうならば、十分な台数が確保されていると考えていいですか？利用の想定はありますか？	駐車場や駐輪場については、施設利用者、職員分を適切に見込み整備していきます。
12	邦永委員	18	環境への配慮について 卓越風…小金井市ではどのように想定されているのでしょうか？もちろん設計上には反映されているのですが ごみについてはどのように配慮されていますか？プラスチックごみ、ペットボトルの廃棄、カフェなどから出るごみなどはどのようにかんがえられているのでしょうか？	複合施設としての環境への配慮として、中間期の自然換気を採用しています。卓越風に関しては、北面床下から取り入れ、東西に長い建物に対して効果的な分散エコボイド（吹抜け）を利用して自然換気を促進する計画としています。 ごみの処分方法等については、法令等に基づき、適切に処分を行います。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
13	邦永委員	21	複合化施設のメリットをどのように考えているか会議で説明がほしい。	新庁舎と（仮称）新福祉会館の多機能・複合化により、福祉と行政のつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が見込めると考えています。詳細については、（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画36ページ、新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針1～2ページをご覧ください。
14	邦永委員	21	新庁舎との一体的な維持管理を行うとあるがP22の表では行政目的内・外で3つの業務委託が動くように見えるがこれは別々の事業者が請け負うのか？それとも維持管理の内容ごとに委託者がかわるということだろうか？ それぞれの施設についてはそれぞれが業務内容を定めることになると思うが、備品の貸し出し機能など新福祉会館の機能ではなく、事業者の機能となるのか？（コピーやメールボックス印刷機は共有と確認したがそれ以外の備品はどうか疑問に思った） 効率的、効果的、複合施設としての利点からは共有もしくは共有できる仕組みがあったほうがいいのでは？例えば備品貸し出し一覧を作って各施設共有できるようにするとか。	新庁舎と（仮称）新福祉会館の施設及び附帯設備の維持管理については、1事業者に一括して業務委託する方向で検討しています。 多目的室利用の際の備品の貸し出しは、1階の受付で行い、その他、各機能の備品の貸し出しは、各機能ごとに行います。
15	邦永委員	22～24	開館時間や休館日についてであるが、「基本的な考え方」に沿って見直してみたが、（仮称）市民協働支援センターの土日開館以外に変化が見られないのはなぜか。少なくともボランティア・市民活動センターが土曜日曜に休館となっているのは利用者のニーズに合っていないと思われる。就業、就学している人が窓口に行けるよう土日も対応できるようにした方がよいと考える。他市の例も見てみたが調布などは土、日ともに開館、少なくとも土曜は開館しているところが多い。相談窓口についても月曜から金曜の8時半から17時までという場所が多いが、相談の始めから制約があるというのは救えない人を増やしてはいないか？窓口は開いていなくても実際に来なくても相談ができるような仕組みは持っているべきと思うがそれはあるのか？（電話・メールなど）	各機能の開館時間や休館日については、庁内での検討、各機能担当と関係団体との意見交換等を踏まえ、現計画に至っております。
16	邦永委員	25	諸室の貸し出しについて 公民館運営審議会、公民館中長期計画の中で多目的室を主催事業、市民活動の場として利用するとある。よって、本文中「旧福祉会館で行われていた・・・」のところには「旧福祉会館や公民館本館で行われていた「学び」の場としてのように公民館の貸室としての機能も持たせたことをかくべきではないか。 また、公民会主催事業には保育付き講座が多くあると思うが、その場合、複合施設としての利点として子ども家庭支援センターの保育室が使えるなど検討しているのか？	25ページ4行目「旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」の場としてご利用いただくことを想定しています。」と記載しており、生涯学習の場としても使用できますので、このままの表現とさせていただきます。 また、公民館主催事業の保育については、多目的室08が保育室としても利用可能と考えております。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
17	菅沼委員	25	<p>多目的室01-A、01-Bは、学習会会議、講座の開催、体操・ダンス、各種サークル活動を想定している。このため、以下の設備仕様を考してほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 騒音対策、振動対策がきちんとできる。 2 体操・ダンスに適した床の材質、構造等にする。 3 かたずけた椅子を格納する格納庫を併設する。 4 映写を伴う活動を想定して、大型スクリーン、相応の映写装置の設箇(例:公民館貫井北分館の北町ホール、公民館緑分館のレクリエーション室) <p>ただし、P7の配置図を見ると多目的室01は、片方オープンになるように設計されている。この場合、2階の多目的室06で上記活動を想定し、多目的室06を上記設備にする方が良いように思えるが、いずれにしても、上記1、2、3、4項を含む部屋が欲しい。</p>	<p>多目的室01の設えは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁と建具は遮音性を有しています。 ・床材は体操やダンス活動に利用できるようフローリングで計画しています。 ・椅子等を収納できる倉庫を設置しています。 ・プロジェクターとスクリーンを設置する予定です。 ・01-Bに鏡を設置しています。
18	菅沼委員	27	<p>イ 利用予約</p> <p>この項は、市民の予約順を述べていますが、その前に、行政使用については、先行して日時、場所の予約ができるという理解でよいですね。</p> <p>※参考:下記に「(仮称)小金井市新福社会館建設基本計画」の27ページを示しますが、この下欄の囲つてある行政使用の部分をさす。</p>	<p>利用団体登録をした方々の予約の前段階で、行政使用として先行予約することを予定しています。行政使用の範囲については、旧福祉会館及び現公民館本館の主催事業、期日前投票を予定しており、その他の行政使用の範囲については、検討中です。</p>
19	坂野委員	21	<p>【質問】 [21頁] 枠内の4つ目の◆に、「経費の削減等を図る…」とありますが、そもそも経費の通常の水準はどのように設定され市民に提示されるのでしょうか。その水準ははっきりしないと「削減」の用途を計測しようがないです。</p>	<p>複合施設をそれぞれ、庁舎、(仮称)新福社会館単独で維持管理を行うより、施設全体の維持管理を一体的・効率的に行うことで、経費削減を図ることを目指します。</p>

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
20	坂野委員	21	【意見】〔21頁〕 枠内の5つ目に、「施設利用者等の意見や要望、ニーズを把握し」とありますが、実際に利用する人/利用出来る人からのそのような声を拾うのは簡単でしょうが、利用しない人/利用出来ない人の声(抽選にもれた人、遠くて来られない人、利用方針に異論のある人等の声)をどのように(方法・頻度・論点)拾うのがよいかは早い段階から(出来れば開館以前にも)考えておくべきでないでしょうか。	現状では、開館以前にパブリックコメントを実施し、市民からのご意見を伺います。開館後については、利用者による市民アンケート等を実施し、ご意見を伺う予定です。
21	坂野委員	21	【質問】〔21頁〕 「一括して業務委託」を採用するにあたり、福祉保健部内あるいは地域福祉課内で(メリットではなく)デメリットとして議論された事項をお教え下さい。	庁内で議論した結果、施設管理業務については、複合化のメリットを最大限に活かすため、新庁舎との一体的な維持管理を行い、一括して業務委託することは、建物の維持管理が効率的になり、メリットがあると考えます。
22	坂野委員	22	【質問】〔22頁〕 想定されている「業務委託」先は複数ですか。	①事業運営方法については、それぞれの機能ごとに委託する予定です。 ②施設及び付帯設備の維持管理については、1つの事業者に一括して業務委託を予定しています。 ③施設の利用受付等については、②に含めるか、個別に事業者と契約するか検討中です。
23	坂野委員	22	【意見】〔22頁〕 市は業務委託先を適時適正に管理しなければなりません。この管理を徹底するためには市に任せっきりにせず市民の側から管理の状況について市に意見提示する必要があるように思います。他の市内の公共施設では委託者側の基本的管理事項の欠如が業務委託開始後しばらくしてから判明する事例がありますから、業務委託先関係者ではない市民も参加して適切に委託状況を監視できる仕組みを検討すべきでしょう。	業務委託については、適正に委託内容が履行されるよう、別途仕様書で定めていきます。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
24	坂野委員	23～24	【意見】〔23/24頁〕 23頁下欄の枠内の◆で開館日時の拡充検討にあたり、「利用者の利便性とサービス向上のため」とありますが、今後勤労者の定年が70才まで伸びると言われている昨今の情勢下ではそのような勤労高齢者の利用出来る日時を十分考慮すべきものと思いません。とりわけ平日の夕刻前や休日祝日の開館対象施設がポイントになりそうですが、利用予約での配慮を含め各位の意見をお聞きしたいと思います。（この観点からすれば、以前の「こがねいミーティング」で議論されたような、夕方には学生の勉強用に1階スペースを提供する案は賛成しかねます。）	各機能の開館時間や休館日については、庁内での検討、各機能担当と関係団体との意見交換等を踏まえ、現計画に至っております。 なお、活動スペースについては、22時まで利用可能です。
25	坂野委員	26	【質問】〔26頁〕 表の下の※印で第4火曜日は全施設利用不可とありますが、管理上一般的にこの日の施設状況はどうなっているのでしょうか。法定点検するとか維持管理の工事を行うとか何らかのテスト稼働をする等しているのかそれとも全関係者休養のため等の完全な閉鎖なのか。	多目的室と調理実習室のみ、第4火曜日は利用できませんので、26ページ下の※印の表記を修正いたします。 なお、現状、第4火曜日は、メンテナンスに充てることを想定しています。
26	諏訪間委員	22	貸室業務は委託となっていますが、どこが行いますか。	貸室業務の委託先・委託方法については、現在、検討中です。
27	諏訪間委員	24	■福祉総合相談窓口について こちらの窓口の対応時間が8:30～17:00、土日祝休みとなっていますが、どのような相談もまるごと受け止める窓口ですし、休日なし、夜ももう少し遅くまでの運用は出来ないでしょうか。	福祉総合相談窓口については、庁内での検討、各機能担当と関係団体との意見交換等を踏まえ、現計画に至っております。

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
28	諏訪問委員	24	<p>■ボランティア・市民活動センターと市民協働支援センターの休館時間などが異なっていますが、現状の運営体制はほぼ一体で動いていると思います。</p> <p>むしろこのふたつはひとつにまとめてもいいのかと思っていましたが、そういった検討はなされないのでしょうか。また、イベント開催が土日祝にある場合、職員が休日出勤となってしまいます。この点についてもやりにくさを感じていました。ボラセンも協働センターも同様に月曜休日、職員のシフトで適宜もう一日休みをとっていただく体制が良いかと思いました。</p> <p>また、このふたつのセンターの職員体制について検討状況を教えてください。現状の人数、体制ではこがねい市民活動まつりの実行委員会に参加した感想としては、かなり厳しさを感じました</p>	<p>各機能の開館時間や休館日については、庁内での検討、各機能担当と関係団体との意見交換等を踏まえ、現計画に至っております。両センターの職員体制については検討中です。</p>
29	諏訪問委員	26	<p>■公共施設予約システムについて</p> <p>どの範囲の施設の予約をカバーすることを想定しているのか。公民館、現集會施設、現集會所、新福祉会館、体育施設、市民交流センターなどすべてか。</p>	<p>現状、公共施設予約システムを導入している施設は、総合体育館、上水公園運動施設、テニスコート場、栗山公園健康運動センター、公民館です。新規で、(仮称)新福祉会館において、同予約システムを導入する予定です。その他の施設については、現在、検討中です。</p>
30	平野委員	21	<p>『コスト』とはどういうものを指すのか教えてください。</p> <p>市民ミーティングを4回開いたのに『希望が載っていない』と前回の会議の時に発言がありました。障害者団体にも意見交換をしています。その時に「実際にろう者がエレベーターに乗っている時に地震が起き、怖い思いをした。電話も出来ないで画面を付け、連絡が出来る様にしてほしい」と要望を出した。それでも前回の会議での回答は「電話をつけた」のみでした。障害者が、あって助かるものは健常者がごく当たり前に使っている世の中です。概要に「障害者」が載っていないと質問した時、「障害者も含めている」との回答がありました。それならば、障害者だけでなく健聴者健常者誰でもが当たり前を使い安心するもの、要望に出したエレベーターに小さなテレビを設置を考えて頂きたいと思います。創った後に追加工事・追加作業するようではお金もかかります。「検討します。」「参考にします」では遅いのです。</p> <p>市民ミーティングは、障害者は誰一人として参加しませんでした。「しなかった」のではなく、「参加できない」だと思います。市民のみなさんは言いたいことをポストイットで思ったことを書き、意見を出し合っていました。これも一つの方法です。しかし、通訳者がいても介護者がいても障害者本人にとっては大変な作業です。概要に掲げた「あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことの出来る仕組みを構築しつつ」を守って、「複合化のメリットを最大限に活かす」施設利用を考え、市が施行した「差別解消」に実を結ぶコストを考えて頂きたいと思います。</p>	<p>基本設計を進めるに当たっては、高齢者団体、障がい者団体、子育て関連団体とユニバーサルデザインレビューを開催し、意見交換を行いました。</p> <p>厳しい財政状況の中ではございますが、障がいのある方、高齢者、子育て世帯の皆さんに安心してご利用いただけるよう検討を進めてまいりました。施設の設え等については、都のバリアフリー条例等に準拠しつつ、意見を可能な限り反映し、現計画に至っております。ご理解ください。</p> <p>なお、非常時には、エレベーター内の液晶画面に、視覚的にわかるように案内を表示する計画です。</p>

質問・意見に対する回答表

資料④

項番	質問者	頁数	質問	回答
3 1	平野委員	2 3	「利用者の利便性とニーズ」「幅広い利用者ニーズに柔軟に対応」を唱えるのであれば、「ボランティア・市民活動センター」「(仮称)市民協働支援センター準備室」「福祉総合相談窓口」「福祉サービス苦情調整委員事務局」「権利擁護センター」は平日働いている市民の皆さんにとって、使いづらいのではないのでしょうか？今はコロナ禍もある。せめて、健康センターもあるので健康相談窓口などを土曜日午前中でも開いたらどうでしょうか？「福祉相談窓口」が第一曜日に開くのですから、第〇〇曜日〇〇窓口などがあってもいいかなと思います。今後はコロナワクチンやインフルエンザの接種場所にもなるのでは？と思いますので・・・。	各機能の開館時間や休館日については、庁内での検討、各機能担当と関係団体との意見交換等を踏まえ、現計画に至っております。
3 2	平野委員	2 5	部屋名が全て「多目的室〇〇〇」で分かりづらいです。多目的という、かなり広い部屋をイメージしている。ダンスとか工作とかそういうイメージです。市民が使いたいのは話合える会議室もあると思います。「多目的室」もよいですが、「会議室」もあり、備考に「机が何個・椅子が何個」「鏡があるのでダンスのレッスン可」と、わかりやすい表示はいかがでしょうか？コロナ禍の為に時間は短縮・人数も半分になると思うけど。製図を見ると窓がないイメージですが、換気は大丈夫でしょうか？	貸室の名称については、(仮称)新福祉会館建設基本計画の策定時から、「多目的室」の名称を使用しているため、現段階では、継続して使用しております。利用想定については25ページの表のとおりです。 換気については、機械換気を行います。なお、自然換気もできるよう、調理実習室、多目的室06～08には開閉可能な窓を設置しています。
3 3	萬羽委員	2 6	○26ページの登録区分のうち子育て支援団体等はA～Cのどちらにあてはまるのでしょうか。一部はAやBにも含まれそうですが、新福祉会館には子育て・子ども関係のセンター等も多く入る予定ですので、子育て支援団体にもより一層使用しやすいサービスの充実を要望いたします。	子育て支援団体等については、市内で活動されている場合、活動内容により、登録区分AまたはBとして登録する予定です。
3 4	萬羽委員	2 6	○細かいところですが、24ページの活動スペースと26ページの利用時間区分の火曜日休館表記・塗りつぶし)を揃えた方がわかりやすいように思いました。(第4火曜日のみ休館ということですが、24ページは休み、26ページは休みなしになっているように見えるため)	ご指摘を踏まえ、26ページの表記を24ページの表記に合わせて修正いたします。